

市発注工事への単品スライド条項の適用開始について

最近の急激な物価変動に対応するため、安芸高田市発注の工事において単品スライド条項を適用することとしました。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、建設工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 今回の運用基準について

(1) 単品スライド条項適用の対象とする資材

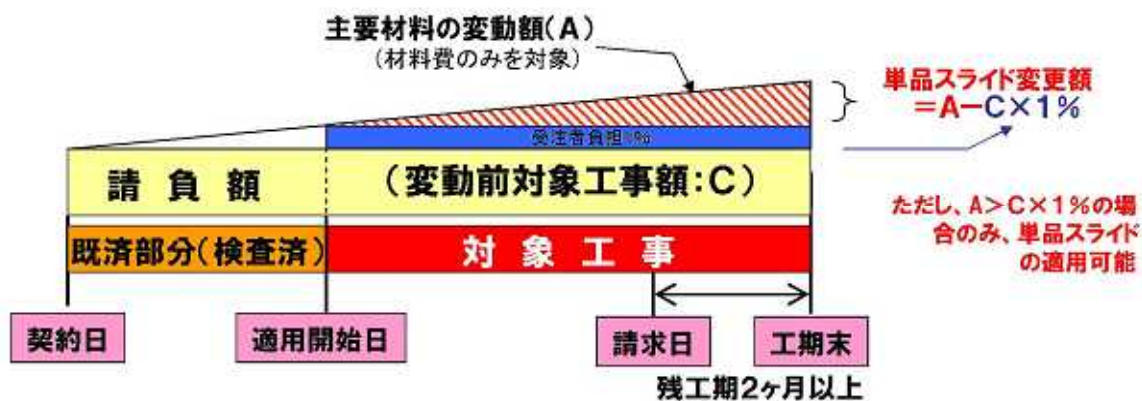
鋼材類と燃料油の2品目（H形鋼，異形棒鋼，軽油など）

(2) 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

対象工事費は最終的な全体工事費ですが、適用開始日以前に部分引渡しをした工事の部分や、部分払いの対象となった出来高部分については、単品スライド条項を適用できません。ただし、中間前払いに係る認定部分については、単品スライド条項の対象となります。

3 算定方法



材料費の変動に連動して、共通仮設費，現場管理費，一般管理費の変更は行わない

4 スライドの対象となる工事

次の条件をすべて満たす工事です。

対象材料の、実際の搬入月、購入月における実勢単価を用いて、部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた当該工事の請負金額を再積算した場合に、部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた当該工事部分が、再積算前の金額より1%以上変動している工事
残工期が2ヵ月以上ある工事

5 事務手続き

請負者より、建設工事請負契約約款第25条第5項に基づき、工期末の2ヶ月前までに請負代金額の変更について協議があることが必要です。その際、請負者は、実際に購入した材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期のすべてを証明する書類を提出してください。

なお、単品スライドを含む請負代金額の変更は、精算設計書にて行います。

6 請負者が証明する書類が整わない場合

請負者が発注者の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため価格等が確認できない場合は、原則、単品スライド条項の対象外とします。

7 適用開始日 平成20年8月11日